

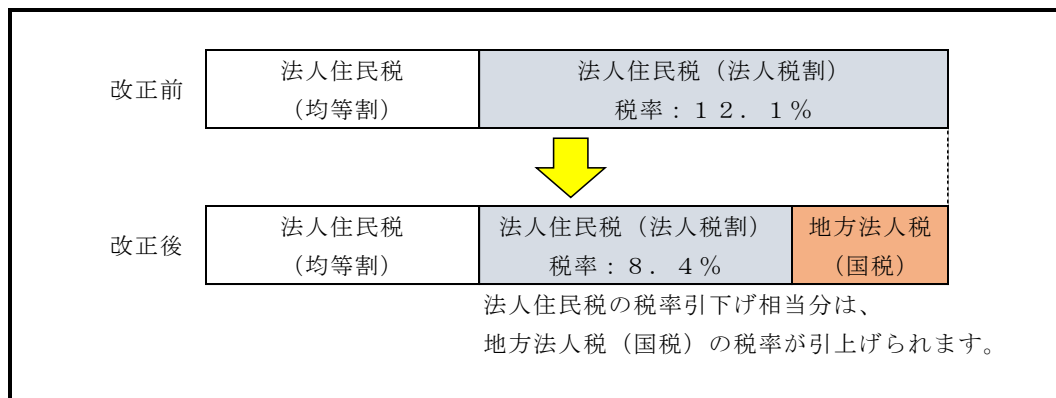
◆法人住民税の税制改正について◆

令和元年10月1日以後に開始する事業年度からの改正

平成28年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税（法人税割）の税率の引き下げが行われることとなりました。

赤村についても、この改正に合わせて法人住民税（法人税割）の税率を12.1%から8.4%に引き下げます。

◆改正のイメージ◆



運用開始時期

令和元年10月1日以後に開始される事業年度から適用となります。

- 令和元年9月30日までに開始した事業年度分⇒12.1%を適用
- 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分⇒8.4%を適用

※予定申告の経過措置について

今回の改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額については、次の式で計算します。

$$\text{前事業年度の法人税割額} \times 3.7 \text{ か月} \div \text{前事業年度の月数}$$

通常は、前事業年度の法人税割額×6か月÷前事業年度の月数です。

具体例（10月1日事業年度開始の法人について）

事業年度：平成30年10月1日～令和元年9月30日

中間・予定申告 (令和元年5月末納期)	中間申告税率12.1% (旧税率) 予定申告税率6/12 (経過措置適用なし)
確定申告 (令和元年11月末納期)	12.1% (旧税率)

事業年度：令和元年10月1日～令和2年9月30日

中間・予定申告 (令和元年5月末納期)	中間申告税率8.4% (新税率) 予定申告税率3.7/12 (経過措置税率適用)
確定申告 (令和2年11月末納期)	8.4% (新税率)

事業年度：令和2年10月1日～令和3年9月30日

中間・予定申告 (令和元年5月末納期)	中間申告税率8.4% (新税率) 予定申告税率6/12 (経過措置適用なし)
確定申告 (令和3年11月末納期)	8.4% (新税率)

問合せ先
住民課 税務係
TEL：0947-62-3000
FAX：0947-62-3007